

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	教育委員会 社会教育課	
許 認 可 等 名	徳島市立考古資料館の利用の承諾	
根 拠 法 令	徳島市立考古資料館条例	
根 拠 条 項	第6条第1項及び第2項	
連 絡 先	公益社団法人徳島市シルバー人材センター（電話 637-2526）	
審 査 基 準	基 準	<p>徳島市立考古資料館条例 （利用の承諾）</p> <p>第6条 考古資料館の研修室及び附属設備（以下「研修室等」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承諾を受けなければならない。</p> <p>2 学術研究等のため、考古資料館資料の撮影、模写、模造等（以下「特別利用」という。）を行おうとする者は、指定管理者の承諾を受けなければならない。</p> <p>3 指定管理者は、前2項の承諾に考古資料館の管理上必要と認められる条件を付することができる。</p> <p>（利用の承諾の制限）</p> <p>第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、研修室等の利用を承諾しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 研修室等及び考古資料館資料を損傷するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 営利を目的として使用すると認められるとき。</p> <p>(4) 考古資料館の事業の実施に支障があると認められるとき。</p> <p>(5) その他公益上又は管理上適当でないと認められるとき。</p> <p>（特別利用の承諾の制限）</p> <p>第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、考古資料館資料の特別利用の承諾をしない。</p> <p>(1) 考古資料館資料の保存に悪影響が生じると認められるとき。</p> <p>(2) 他の入館者の観覧に支障があると認められるとき。</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間	総日数 即日
	（設定しないものについてはその理由）	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）

(3) その他公益上又は管理上適当でない認められるとき。

徳島市立考古資料館条例施行規則

(施設等の利用の手続)

第2条 条例第6条第1項の規定により、考古資料館の研修室及び附属設備(以下「研修室等」という。)を利用しようとする者は、徳島市立考古資料館研修室等利用承諾申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、利用しようとする日(その日が引き続き2日以上に及ぶときは、その初日をいう。以下「利用日」という。)の3月前から当日までの間に提出しなければならない。ただし、指定管理者がこれらの期間によりがたい特別の事情があると認めるときはこの限りでない。

3 指定管理者は、研修室等の利用を承諾したときは、徳島市立考古資料館研修室等利用承諾書を交付するものとする。

(手続き等の準用)

第6条 第3条及び第4条の規定は、考古資料館資料の特別利用について準用する。この場合において、第3条第2項中「前条」とあるのは「第5条」と読み替えるものとする。

審査基準

基準